

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)										
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	備考 ¹⁾	
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.5	43.7	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	42.1	42.2	a, t	
(毎勤)	JPN	37.9	37.8	38.2	38.4	37.8	35.6	37.3	37.2	37.7	a, e	
アメリカ ³⁾	USA	41.3	41.3	40.7	41.2	40.8	39.8	41.1	41.4	41.7	a, e	
カナダ ⁴⁾	CAN	38.7	38.9	38.1	38.2	37.4	36.8	36.8	37.2	37.5	b, e	
イギリス ⁵⁾	GBR	42.2	41.3	41.4	41.5	41.2	40.8	41.3	41.3	41.3	a, e	
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.5	40.8	41.2	40.8	40.6	39.1	40.1	40.4	40.2	a, e	
フランス ⁵⁾	FRA	41.4	39.9	38.4	38.4	38.4	38.0	38.5	38.7	38.5	a, e	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	36.8	39.4	38.9	38.6	38.7	37.9	39.0	38.9	38.7	a, e	
中国 ⁶⁾	CHN	—	44.7	51.1	49.4	47.9	48.5	49.0	48.1	—	a, e	
香港 ⁷⁾	HKG	45.0	48.0	48.0	48.0	47.0	45.0	48.0	45.0	45.0	a, t	
韓国 ⁸⁾	KOR	49.3	49.5	47.0	45.6	44.0	43.6	44.5	44.2	43.3	a, e	
シンガポール ⁹⁾	SGP	49.3	50.0	50.2	50.6	50.1	49.3	50.5	50.2	50.2	b, e	
タイ ¹⁰⁾	THA	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	—	b, e	
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.1	44.7	44.5	43.9	44.4	43.4	44.4	43.9	43.6	a, e	
インド ¹²⁾	IND	46.5	47.2	47.2	—	—	—	—	—	—	a, e	
オーストラリア ¹³⁾	AUS	41.8	41.7	41.1	41.1	41.3	—	40.4	—	41.1	b, e	
ニュージーランド	NZL	39.5	38.8	38.8	38.7	38.6	38.0	38.5	38.5	38.5	b, e	

資料出所 日本: 総務省(2013.5)「労働力調査」、厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月勤労統計調査」

欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2013年8月現在

中国: 国家統計局(2013.3)「労働統計年鑑」

タイ、インド: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2013年9月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

- (注) 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用人(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。
- 5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値。2000年は2001年10月値。
- 7) 陸海軍人、施設従事者を除く。中位数。
- 8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所が対象。2007年以降は公営部門を含む。
- 10) 各年3月の数値。時間外勤務を除く。2000年の欄は1999年の数値。
- 11) 時間外勤務を含む。1995年の欄は1998年の値。
- 12) 各年12月の数値。
- 13) フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。各年5月の値。2008年のみ8月値。2005年の欄が2004年、2007年の欄が2006年値。管理職を除く。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。